

記者発表資料	
平成30年11月16日	
担当課 (担当)	福祉部 地域福祉課 小森 毅彦
電話	20-3451 (内線 4217)

地域福祉相談センターの設置・開設セレモニーの開催について

市長の政策公約である「地域共生社会」の実現に向け、市内全域に住民の身近なところで福祉の相談を一旦丸ごと受け止める「地域福祉相談センター」を設置します。

また、センターの開設を記念したセレモニーを行います。

1 地域福祉相談センターについて

(1) 名称、設置場所及び運営主体

別紙①のとおり

(2) 特徴

- ①住民の身近な圏域（中学校区単位）に設置することで、住民が気軽に相談できる環境を整備。
- ②分野を問わず複合的な福祉課題を一旦丸ごと受け止める相談窓口。
- ③全国でもめずらしい、多様な社会福祉法人、医療法人と行政との協働による運営。

(3) 設置の背景とねらい

育児と介護に同時に直面する世帯、高齢の親が収入の少ない子を養育する世帯、様々な課題が絡み合って生活が困窮している世帯など、課題の複合化によって相談先がわからない世帯や、地域における人間関係の希薄化から、頼る人がなく自ら相談に行くことが困難な人が顕在化しています。相談者の発見と支援の遅れは、課題を深刻化し、解決の困難化につながります。

このことから、福祉課題を抱える人や世帯の早期発見・早期支援につなげる相談窓口を設置し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 開設セレモニーについて

- (1)開催日時 平成30年11月29日(木) 9:30~10:00
- (2)会場 鳥取市障害者福祉センター「さわやか会館」(鳥取市富安二丁目104-2)
- (3)出席者 鳥取市長及びセンターを運営する法人の代表者
- (4)主な内容 センターの設置者である鳥取市長と、運営主体の社会福祉法人等の代表者が看板の除幕を行います。また、市と法人とが協働して地域共生社会の実現に向けて取り組むことの宣言文(別紙②)に調印します。

【地域共生社会とは】

地域における福祉課題の解決に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて絆を深め、「丸ごと」つながることで、誰もが安心して暮らし、生きがいを持ち続けられる社会をいいます。

